



環水大大発第 120510003 号
平成 24 年 5 月 10 日

都道府県
各 大気環境主幹部（局）長 殿
政令市

環境省水・大気環境局大気環境課長



「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」
(厚生労働省、平成 24 年 5 月 9 日付け) について

大気環境行政の推進につきまして平素よりご協力いただき感謝申し上げます。

さて、厚生労働省から 5 月 9 日付けで別添 1 のとおり、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、技術上の指針が公表されました。貴職におかれましては、本指針を業務の参考とし、今後も労働基準監督署と連携して、建築物の解体等における石綿の飛散防止対策を推進されるようお願いいたします。

なお、厚生労働省から別添 2 のとおり労働局及び団体あて通知されていることを申し添えます。

